

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日
に当
り、
翌日
がと
る日
の翌
日)

目 次

◇ 条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定
他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
土地改良区の役員就退任
土地改良区の役員住所の変更
土地改良事業の認可
土地改良事業計画等の適否の決定
土地改良事業計画の適否の決定

◇ 正 誤 職員任免令規程の一部を改正する訓令申訂正
道路の区域の変更
道路の位置の指定

条 例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第一号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県
条例第四十九号)の一部を次のように改正する。
別表の第一種県営住宅の表中

四十四年上井倉吉市小田簡易耐火五、〇三〇円	を
-----------------------	---

四十四年上井倉吉市小田簡易耐火五、〇三〇円	に改め、
四十四年三柳米子市両三柳簡易耐火五、〇五〇円	
四十四年誠道境港市高松町簡易耐火四、九〇〇円	

同表の第二種県営住宅の表中

四十四年三柳米子市両三柳簡易耐火三、九〇〇円	を
------------------------	---

四十四年三柳米子市両三柳簡易耐火三、九〇〇円	昭和四十四年十二月二十六日設置
四十四年三柳米子市両三柳簡易耐火三、九〇〇円	昭和四十五年一月二十四日設置

に改める。

附 則

この条例は、昭和四十五年一月二十四日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十五年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診療科名	開設者名
昭和四十五年一月十三日	伊藤耳鼻咽喉科医院	鳥取市栄町二二七	耳鼻咽喉科、 気管食道科	伊藤正夫

鳥取県告示第四十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師

の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理年月日
伊藤耳鼻咽喉科医院	鳥取市栄町二二七 昭和ビル三階	全国	昭和四十五年一月六日
今田齒科岩倉医院	岩倉上樋掛 四五二の七	"	"

鳥取県告示第四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十五年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

青谷町奥崎養郷土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 前 家 寛 二	気高郡青谷町大字奥崎
" 赤 穂 義 夫	養郷
" 奥 屋 武	奥崎
" 島 尾 政 美	"
" 中 村 林 藏	"
" 赤 穂 勝 實	養郷

昭 和 四 十 四 年 十 一 月 二 十 八 日 設 立 認 可 申 請 人 が 選 任 任 期 第 一 回 通 常 総	監 事	赤 井 勝 美	坪屋四九七
宮 倉 文 治	新 井 猛	宮前一五四ノ三	
香 田 克 己	岩 田 一 郎	諸木三〇二	
赤 井 竹 章	岩 田 経 徳	六三	
潮 麻 雄	板 持 實	浅井五二〇	
	梅 原 静 雄	御内谷九五二	
	遠 藤 種 郎	天萬一〇〇三	
	加 藤 芳 男	西伯町大字福成六一二	
	田 貝 国 浩	会見町金田二五七	
	長 谷 川 明 人	米子市上安曇三二三	
	長 谷 川 弘	青木五三六	
	古 木 仁 治	西伯郡会見町三崎一九	
	前 谷 光 久	西伯町大字福成一〇八二	
	丸 山 勉	境五六一ノ一	
	三 嶋 万 亀 雄	会見町宮前二四六	
	山 中 時 雄	市山四三七	
	吉 次 堯 明	寺内二九五	
	吉 田 明 雄	米子市大袋三九六	
	吉 持 恒	西伯郡会見町住一四一	
	監 事	天萬一五二六	
	赤 井 竹 章	馬平七五二	
	香 田 克 己	米子市下安曇一二九	
	宮 倉 文 治	西伯郡西伯町大字境九九九	

会
ま
で

秋里江津土地改良区

退任した役員の名及び住所

理 事 奥 山 春 治 鳥取市江津

山 形 研 太 郎 秋里

木 下 久 七 江津

松 下 頼 蔵 江津

山 根 徳 次 江津

沢 田 一 夫 江津

津 村 延 吉 江津

波 当 根 嘉 之 江津

小 谷 善 之 秋里

任期満了に伴い退任

就任した役員の名及び住所

理 事 松 下 頼 蔵 鳥取市江津六二八

山 根 徳 次 六三六

沢 田 一 夫 六八八

津 村 延 吉 六二五

米 村 豊 治 六四六

木 下 又 七 秋里八〇九

山 形 研 太 郎 八一四

波 当 根 嘉 之 江津六一七

監 事 加 藤 一 夫 秋里八九八

昭和四十四年三月三十一日通常総会において総選挙の結果当選し四月十日就任 任期二年

久米ヶ原土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 福井 勲 倉吉市下福田

” 田 中 明 ” 大沢

” 谷 本 遠次郎 ” 上米積

辞職により退任

字野山土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 村 中 和 夫 東伯郡羽合町大字字野

昭和四十四年十一月十七日死亡に伴い退任

鳥取県告示第四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十五年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

久米ヶ原土地改良区

理事	秋吉正之	変更前	倉吉市下福田七二番地
		変更後	” 七二番地一
”	竹信良之	変更前	倉吉市横田九二番二地
		変更後	” 九二番地二
”	谷口保清	変更前	倉吉市大谷一九六番五地
		変更後	” 一九六番一四地

鳥取県告示第四十六号

日吉津村長から申請のあつた村営土地改良（今吉地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年一月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十七号

天神野土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（長尾地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき昭和四十

五年一月十九日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十五年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十八号

昭和四十四年九月一日付けで西伯郡会見町朝金一一〇井田盛義ほか十九人の者から申請のあつた共同して行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適當と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十九号

昭和四十四年九月二十二日付けで米子市彦名町九百三十二番地佐藤喜久代ほか十九人の者から申請のあつた共同して行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適當と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十号

昭和四十四年六月二十五日付けで倉吉市服部三百二十二番地清水敏晴ほか十九人の者から申請のあつた共同して行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結

果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十一号

昭和四十四年十一月四日付けで米子市安倍六百七十の二番地石田岩夫ほか六十六人の者から申請のあつた共同して行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十二号

昭和四十四年七月七日付けで東伯町長から申請のあつた土地改良（杉下地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の第二項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十五年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十三号

昭和四十四年十月一日付けで岸本町長から申請のあつた土地改良(真野地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十五年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十四号

昭和四十四年十月八日付けで東伯町長から申請のあつた土地改良(東峰地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土

地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十五年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十五号

昭和四十四年七月四日付けで赤碕町長から申請のあつた土地改良(山川地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十五年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年一月二十四日から二十日開

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十五年一月二十三日から二週間鳥取県土木部道路課において、一般の縦覧に供する。

昭和四十五年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	変更前後	区間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道 三朝東郷線		変更前	東伯郡東郷町大字田畑字走り出二三二の一の先から先まで	四・〇 一・一〇	一、二九九
		変更後	東伯郡東郷町大字田畑字走り出二三二の一の先から引地字小橋一五の二の先まで	七・五 一三・五	九一九

鳥取県告示第五十七号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年一月十四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所 及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市西品治 五九二	鳥取市田島字上土居四三ノ二	幅員 五・二六 メートル
田嶋六平	四五〇ノ三の一部	四・〇〇 メートル
"	四五一ノ一〇"	延長 五三・八〇 メートル
"	四五〇ノ二"	"
"	四五〇ノ一"	"
"	四四八ノ二"	"

鳥取県告示第五十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年一月十四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
岩美郡岩美町 大字外邑 二二二ノ一 米山とよ子	岩美郡国府町大字宮ノ下字庄司ヶ瀬 三七五ノ四の一部	幅員 五・〇〇 メートル
"	三七五ノ四地先水路の一部	四・〇〇 メートル
"	大字宮ノ下字南鎌池	延長 一五七・六五 メートル
"	一四〇ノ一の一部	
"	一四七ノ一	
"	一四七ノ一二	
"	一四七ノ一五	
"	一四七ノ二一	
"	一四七ノ二二	
"	一四七ノ二三	

正 誤

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令(昭和四十四年十二月鳥取県訓令第九号)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

- 頁 誤 正
- 七 藤 田 異動種目
 - 十一 勤務条件 勤務条件

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】